平成２３年（フ）第９５１号
埼玉県久喜市栗橋東３丁目６番５号
債務者　佐光　利夫
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６４８号
大阪府大東市新田東本町６番13号　麻亜呂コーポ301号、住民票上の住所大阪府大東市諸福５丁目４番509号
債務者　山岡　紀郎
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛見　和博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０１号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目11番11号武庫之荘ハイツ206
債務者　吉田　公子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川太一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２５号
秋田市仁井田栄町14番31号
債務者　テクニカルコア秋田こと　工藤　誠
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４９号
滋賀県栗東市小柿４丁目10番８号、前住所滋賀県栗東市上砥山1433番地　Ⅲ―201号
債務者　井上　智
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　真治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６号
福岡県大牟田市大字宮崎2839番地　コーポツバキ301号
債務者　椿原　貢
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８５号
愛知県一宮市常願通８丁目26番地　グリーンハイツつばさＣ―201
債務者　辻　健二
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１９１号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字二反田1519番地
債務者　片野坂美里
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２３６号
函館市神山３丁目61番10号
債務者　東海林　洋
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４５号
函館市大手町20番18号
債務者　松田　誠
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７９号
新潟県長岡市長町１丁目1666番地２
債務者　平澤　政雄
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
新潟県長岡市長町１丁目1666番地２
債務者　平澤　操子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
新潟県長岡市北山４丁目144番地３
債務者　長谷川千代子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
新潟県小千谷市大字川井422番地１　丸山敏美方
債務者　二瓶　敏子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
新潟県南魚沼市六日町2436番地
債務者　木村　竹広
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５３９号
愛知県清須市朝日天王50番地　第２マンション有花里201
債務者　ワンハートこと　浅尾　猛視
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９号
三重県伊勢市常磐３丁目２番１号
債務者　上村　政留
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係